



経営サポートNEWS

第 16 号

〒238-0004 横須賀市小川町 7 番地 かながわ信用金庫 経営サポート部

人材教育を充実させたい事業主のみなさまへ

人材教育に関する助成金

雇用や人材育成に関する助成金には様々な種類があります。今回は、数ある助成金の中でも人材教育に関するキャリアアップ助成金（人材育成コース）・人材開発支援助成金についてご紹介します。

有期契約労働者等対象のキャリアアップ助成金(人材育成コース)

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）を対象に雇用の安定や職場環境等の整備を計画し、実施した場合等に、企業に給付される助成金です。キャリアアップ助成金は、目的別に複数のコースに分かれています。

そのなかの一つである人材育成コースは、有期労働者や無期雇用者への職業訓練を推進し、従業員のキャリアアップを目指す事業主に最適な助成金です。

■主な受給要件は？

- ① 有期契約労働者と無期契約労働者（派遣労働者含む）が対象（既に雇用しているパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者かハローワークなどで募集した訓練生）
- ② 事業者ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、「キャリアアップ計画書」を作成し、認定を受ける
- ③ 「職業訓練計画」を作成し、認定を受ける

■人材育成コースの特徴は？

OJT（実習）と OFF-JT（座学等）とを相互に密接に関連させながら、効果的に組み合わせる有期実習型訓練の実施です。

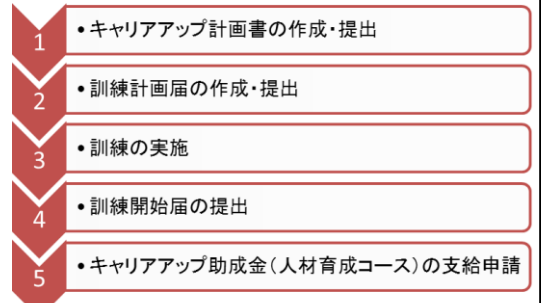
■有期実習型訓練のメリットは？

- ① 非正規雇用労働者を、適性・能力を見極めた上で正社員に雇用することができる。
- ② 非正規雇用労働者の能力向上だけでなく、働く意欲の向上を図り職場定着につなげることができる。
- ③ キャリアアップを考えている求職者に人材育成に取り組む企業として魅力を発信することができる。

■どのくらい助成されるの？

右の表にまとめられます。なお、平成 29 年度より生産性要件という要件を満たした場合には、助成金の増額がされる場合もあります。

助成金手続きの流れ

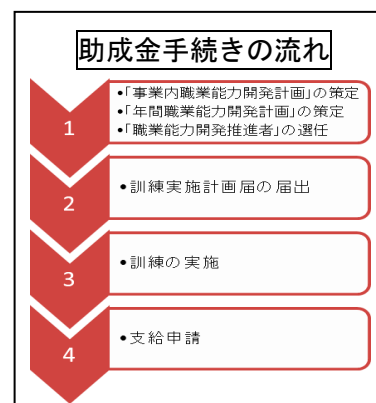


※手続きに関して、上図順序 5 の後、訓練修了者を正社員に転換した場合等には、訓練経費の追加助成が支給される場合があります。追加助成の申請はキャリアアップ助成金（正社員化コース）の申請と同時に行う必要があります。

OFF-JT	【訓練生の賃金助成】	一人あたり 760 円/時間
	【訓練経費助成】	100 時間未満 : 10 万円 100 時間以上 200 時間未満 : 20 万円 200 時間以上 : 30 万円
	OJT	【訓練実施助成】 一人あたり 760 円/時間

正規社員向けの研修なら、人材開発支援助成金

正規社員向けに職務に関連した専門知識や技能を習得させるため、職業訓練の計画的な実施や制度の導入・実施をした場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金に対して一部助成されるのが人材開発支援助成金です。



■人材開発助成金の特徴は？

①制度導入・実施が助成対象となるコース

セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇制度、技能検定合格報奨金制度、社内（業界内）検定制度のいずれかを就業規則に盛り込み、実施することと、最低適用人数要件を満たすこと等が必要になります。各制度につき 47.5 万円が助成されます。

I キャリア形成支援制度導入コース	<ul style="list-style-type: none"> セルフ・キャリアドック制度を導入し、実施した場合 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、実施した場合 	導入実施助成 47.5 万円
II 職業能力検定制度導入コース	<ul style="list-style-type: none"> 技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合 社内検定制度を導入し、実施した場合等 	導入実施助成 47.5 万円

②研修教育が助成対象となるコース

正規社員に研修訓練を実施した場合に賃金助成と経費助成が受けられます。訓練は OFF-JT のみでも、OJT と OFF-JT を組み合わせたものでも対象となりますが、それぞれのコースに支給条件が決められているので注意が必要です。また、OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練や、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い 10 時間以上の訓練等を対象とした特定訓練コースは、一般訓練コースに比べて助成率が高くなっています。

III 特定訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上に直結する訓練 採用後 5 年以内で、35 歳未満の若年労働者へ実施する訓練 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練 海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練 厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練 中高年齢（45 歳以上）新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練 	OFF-JT <ul style="list-style-type: none"> 経費助成：45% 賃金助成：760 円 OJT <ul style="list-style-type: none"> 実施助成：665 円
IV 一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> III の特定訓練コース以外の訓練 	OFF-JT <ul style="list-style-type: none"> 経費助成：30% 賃金助成：380 円

※賃金助成、実施助成額は 1 時間あたりの助成額。

助成金手続きしたい！その前に・・・

助成金の申請を行うためには、雇用保険・労災保険・社会保険の加入や、賃金台帳の整備、勤怠管理、雇用契約書、就業規則の整備等法律で定められた雇用管理を守ることが大前提です。

研修計画の作成等、手続きは複雑な部分もありますが、人材育成に取り組む際の選択肢の一つとして、ぜひ検討してみてください。

（参考・引用 厚生労働省 パンフレット「平成 29 年度雇用関係助成金のご案内（簡略版）」・「有期実習型訓練のご案内」・「人材開発支援助成金のご案内」、厚生労働省委託事業キャリア形成支援サイト）

※本紙で紹介した助成金は、全て平成 29 年 10 月現在の制度に基づくものであり、年度により内容等が変更する場合があります。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【助成金の相談・申請先】

神奈川県労働局 神奈川助成金センター ☎045(277)8801